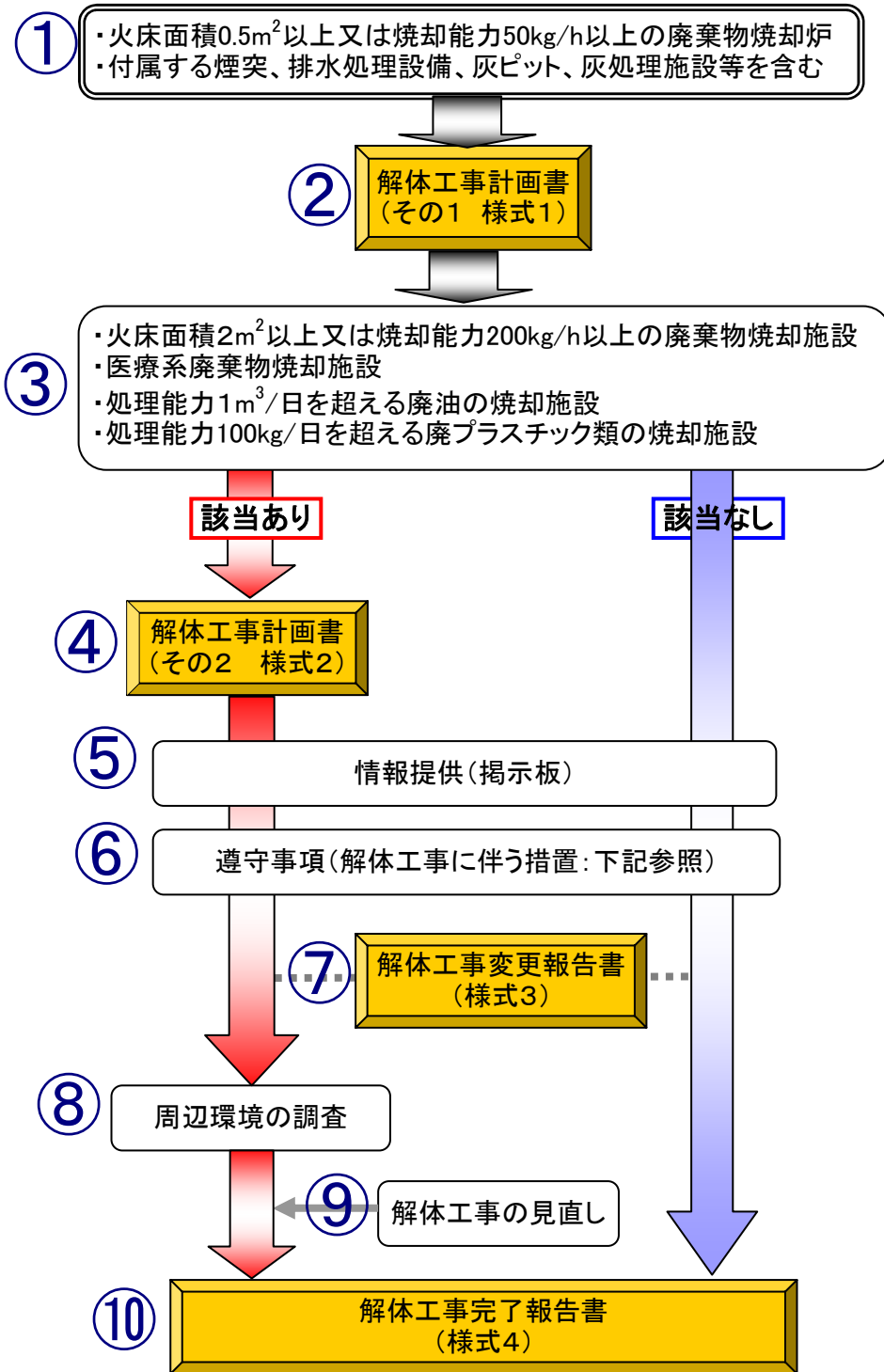


廃棄物焼却施設の廃止又は解体に伴うダイオキシン類による汚染防止対策要綱



解体工事に伴う措置

- 解体工事前に、廃棄物焼却施設のばいじん等を、高圧洗浄等により除去する。
- 上記の作業で、湿潤化等の措置を講じる場合、湿潤したばいじん及び使用した水が飛散しないようにする。
- 発生した汚水は、排水処理施設で処理する、密閉容器に保管する等の措置を講ずる。
- 廃棄物焼却施設の周囲を十分な強度を有するシート等で養生する。
- 廃棄物は、ばいじん、燃え殻、がれき等の種類ごとに分別し、廃棄物保管場所において容器、コンテナ等に適切に保管する。
- 廃棄物保管場所は、汚染した雨水等が地下に浸透しない措置を講じるとともに、周囲から雨水が浸入しない措置を講じる。
- 設置場所以外の場所で解体するために搬出する場合は、シート等で覆う。

廃棄物焼却施設の廃止又は、解体に伴うダイオキシン類による汚染防止対策要綱(概要)

- ※管理者とは・・・ 廃棄物焼却施設を所有し、又は所有するものから委託を受けて管理している者 (第4条)
- ※事業者とは・・・ 解体工事を施行する者 (第5条)

①	対象施設	<ul style="list-style-type: none"> ・火床面積0.5m²以上、又は焼却能力50kg/h以上の廃棄物焼却炉 ・上記に付随する煙突、排水処理設備、灰ピット、灰処理施設等 <p style="text-align: right;">(第3条)</p>
	計画書	事業者は、工事開始日の14日前までに知事に提出する。 (第6条)
②	解体工事計画書(その1)(様式1)	<p>計画書(その1)の記載内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業者の氏名、住所 2 廃棄物焼却施設の名称、所在地 3 解体工事の概要 4 ばいじん等の飛散防止方法及び汚水の流出防止方法 5 知事が必要と認める事項
③	解体工事計画書(その2)(様式2)	<p>以下の施設は、(その1)と(その2)を提出する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 火床面積2m²以上、又は焼却能力200kg/h以上の廃棄物焼却施設 2 医療行為等に伴って排出される廃棄物を焼却する廃棄物焼却施設 3 処理能力1m³/日を超える廃油の焼却施設 4 処理能力100kg/日を超える廃プラスチック類の焼却施設 5 知事が特に必要と認める廃棄物焼却施設
④		<p>計画書(その2)の記載内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 解体工事の工程表 2 ばいじん等中のダイオキシン類の量(過去1年以内に測定を実施したもの) 3 知事が必要と認める事項
⑤	情報提供	<p>解体工事を開始する1週間前の日から解体工事完了報告書を提出するまでの間、下記の事項を記した掲示板を工事現場に表示する。(大きさの指定なし)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 解体工事の発注者名 2 事業者名 3 工事の期間 4 工事の概要 5 工事の工程 6 連絡先 7 その他 <p style="text-align: right;">(第12条)</p>
⑥	遵守事項	<p>「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」(厚生労働省)の遵守のほか、次の各号の措置を講じる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 解体工事前に、廃棄物焼却施設の内部のばいじん等を、高圧洗浄等により除去する。 2 上記の作業において、湿潤化等の措置を講じる場合、湿潤したばいじん及び使用した水が飛散しないようにする。 3 発生した汚水は、排水処理施設で処理する、密閉容器に保管する等の措置を講ずる。 4 廃棄物焼却施設の周囲を十分な強度を有するシート等で養生する。 5 廃棄物は、ばいじん、燃え殻、がれき等の種類ごとに分別し、廃棄物保管場所において容器、コンテナ等に適切に保管する。 6 廃棄物保管場所は、汚染した雨水等が地下に浸透しない措置を講じるとともに、周囲から雨水が浸入しない措置を講じる。 7 設置場所以外の場所で解体するために搬出する場合は、シート等で覆う。 <p style="text-align: right;">(第9条)</p>
⑦	変更報告	<p>解体工事変更報告書(様式3)</p> <p>事業者は、解体工事計画書の内容を変更した時は、速やかに変更内容を記した解体工事変更報告書を知事に提出する。 ただし、軽微な変更は提出の必要はない。</p> <p style="text-align: right;">(第7条)</p>

⑧	周辺環境調査	解体工事計画書(その2)を提出する事業者は、解体工事を施工している毎日、敷地境界において総ふんじん量を求め、推定ダイオキシン類の量を算出し、記録する。 この記録は、解体工事完了報告書の提出後3年間保管する。 (第10条)		
⑨	解体工事の見直し	推定ダイオキシン類の量が自主管理基準(0.6pg-TEQ/m ³)を超え、生活環境の被害が生じるおそれがあるときは、工程の見直しをするとともに被害を回避するために必要な措置を講じる。 (第11条)		
⑩	完了報告	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="217 430 440 575">解体工事完了報告書 (様式4)</td> <td data-bbox="448 376 1481 575"> 事業者は、解体工事が完了した時は、速やかに以下の事項を記した解体工事完了報告書を知事に提出する。 1 事業者の氏名、住所 2 廃棄物焼却施設の名称、所在地 3 解体工事の着工日、完了日 4 知事が必要と認める事項 (第8条) </td> </tr> </table>	解体工事完了報告書 (様式4)	事業者は、解体工事が完了した時は、速やかに以下の事項を記した解体工事完了報告書を知事に提出する。 1 事業者の氏名、住所 2 廃棄物焼却施設の名称、所在地 3 解体工事の着工日、完了日 4 知事が必要と認める事項 (第8条)
解体工事完了報告書 (様式4)	事業者は、解体工事が完了した時は、速やかに以下の事項を記した解体工事完了報告書を知事に提出する。 1 事業者の氏名、住所 2 廃棄物焼却施設の名称、所在地 3 解体工事の着工日、完了日 4 知事が必要と認める事項 (第8条)			

管理者の責務	管理者の責務	<ul style="list-style-type: none"> ・廃止した廃棄物焼却施設の内部及び周辺にばいじん等があるときは、速やかに処理し、又は保管等によりばいじん等が飛散しないように努める。 ・廃棄物焼却施設を解体するまでの間、放置、破損等によりダイオキシン類を大気中に放出し、又はダイオキシン類を含む汚水を当該廃棄物焼却施設の敷地外に排出しないよう適正な管理に努める。 ・解体工事の施工にあたり、事業者に対し、この要綱に定める事項の遵守を求める。 ・常に解体工事の状況を把握し、ダイオキシン類による生活環境の汚染の未然防止に努める。 (第4条)
事業者の責務	事業者の責務	<ul style="list-style-type: none"> ・解体工事にあたり、この要綱に定める事項を遵守し、ダイオキシン類による生活環境の汚染の未然防止に努める。 (第5条)
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・「解体工事」とは、廃棄物焼却施設の全部又は一部を撤去するための工事 ・「ばいじん等」とは、ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻 ・対象施設の規模の算定にあたっては、同一敷地内において複数の廃棄物焼却炉を設置している場合、合算したもの ・総粉じん量を求める際に使用する粉じん濃度計については、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則(第3条の2)」に定められている なお、要綱の詳細については、要綱本文で確認すること 	